

徳島市情報公開・個人情報保護審査会答申

(徳情個審答申第45号)

令和2年11月6日

徳情個審答申第 45 号

令和 2 年 11 月 6 日

審査庁

徳島市長 内藤 佐和子 殿

徳島市情報公開・個人情報保護審査会

会長 永本 能子

徳島市情報公開条例第 19 条第 1 項の規定に基づく諮問について（答申）

令和 2 年 7 月 20 日付け行財発第 15 号により徳島市長から諮問のありました公文書の非公開決定に関する審査請求の件について、次のとおり答申します。

#### 第 1 審査会の結論

公文書非公開決定（令和 2 年 7 月 6 日付けまち発第 44 号。以下「本件処分」という。）を取り消し、別紙に掲げる部分を含む公文書について、公文書公開請求の対象に含まれるものとして、改めて決定すべきである。

#### 第 2 事案概要

- 1 審査請求人は、令和 2 年 7 月 3 日付けで徳島市長に対し、「徳島都市開発（株）のデロイトトーマツに関する契約内容及び契約にかかる費用（支出）その他デロイトトーマツに関する書類一式」の公開を求め、徳島市情報公開条例（平成 19 年徳島市条例第 1 号。以下「条例」という。）第 5 条に基づく公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）をした。
- 2 徳島市長は、本件公開請求に対し、令和 2 年 7 月 6 日付けで請求の対象となる公文書を保有していないことを理由として本件処分をした。
- 3 審査請求人は、本件処分について令和 2 年 7 月 14 日付けで審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。
- 4 当審査会における審査に際し、審査庁に対して決定理由説明書の提出を求めたところ、令和 2 年 7 月 27 日付けで同文書（令和 2 年 7 月 27 日付けまち発第 48 号）が提出され、これに対し、審査請求人に意見書の提出を求めたところ、意見書が令和 2 年 8 月 21 日付けで提出された。

さらに、審査請求人から同日付けで口頭意見陳述の申立てがあったため、令和 2 年 9 月 24 日に当審査会において口頭意見陳述を行った。

### 第3 審査請求人の主張の要旨

本件審査請求における審査請求人の主張は、審査請求書、意見書、意見書の添付資料及び口頭意見陳述の内容から、概ね次のとおり要約される。

- 1 デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社（以下「デロイトトーマツ」という。）はそごうの後続テナント誘致に関するコンサルタント業務を営むと  
いながら、その実情は、テナント誘致の専門家ではない不動産鑑定士が隔週で徳島  
市に来て交渉しているような状況である。このような状況と多額の借金を抱えた徳島  
都市開発㈱の資産状況とを考慮すると、デロイトトーマツは、テナント誘致ではなく  
徳島都市開発㈱の清算準備を行っているのではないかと疑っており、業務内容が後続  
テナントの誘致であるかどうかを確認したい。
- 2 次の(1)～(3)からは、徳島都市開発㈱とデロイトトーマツとの委託契約には徳島市が  
直接的に関わっていると見え、契約内容等に関する書類が徳島市に存在しているはず  
だ。
  - (1) 徳島都市開発㈱とデロイトトーマツとの委託契約当日の令和元年 12 月 17 日に、  
TV メディアで契約締結を公にしたのは徳島市都市整備部長であった。
  - (2) 令和 2 年 3 月 4 日の徳島市議会建設委員会で、徳島市まちづくり推進課長が徳島  
都市開発㈱とデロイトトーマツとの契約内容について言及している。
  - (3) 令和 2 年 3 月 24 日に行われた徳島市長と徳島都市開発㈱の記者会見で徳島市長  
が発表した内容は、事前に徳島都市開発㈱とデロイトトーマツから報告を受けた事  
項であった。

### 第4 徳島市長の主張の要旨

本件審査請求における徳島市長の主張は、決定理由説明書の内容から、概ね次のとお  
り要約される。

- 1 本件公開請求の対象となる文書は、「徳島都市開発㈱のデロイトトーマツに関する  
契約内容及び契約にかかる費用（支出）その他デロイトトーマツに関する書類一式」  
であり、これは徳島都市開発㈱とデロイトトーマツとの委託契約書のことであるとの  
認識であった。

徳島都市開発㈱とデロイトトーマツとの委託契約については契約当事者である両社  
が契約書を作成するものであり、契約当事者ではない徳島市が契約書を作成するわけ  
ではない。そのため、徳島市に委託契約に関する文書は存在しない。
- 2 令和元年 12 月 17 日の TV メディアの放送については、徳島都市開発㈱が市政記者  
室へ契約締結についての情報提供を直接行い、これを受けた記者からコメントを求め  
られた徳島市都市整備部長がこれに応じたにすぎず、コメントの内容も契約内容につ  
いて言及したものではない。
- 3 徳島都市開発㈱は、徳島市が資本金の 2 分の 1 以上を出資している株式会社である

ため、徳島市において、毎事業年度、徳島都市開発㈱の経営状況を説明する書類を作成し、議会に提出することとされている。当該書類を作成する前提として、徳島都市開発㈱から徳島市に対して、事業等に関する書類を提出してもらうが、その中に徳島都市開発㈱とデロイトトーマツとの委託契約書は含まれていない。そのため、徳島市に徳島都市開発㈱とデロイトトーマツとの委託契約書は存在しない。

- 4 徳島都市開発㈱は、徳島市が資本金の 2 分の 1 以上を出資している株式会社であるため、徳島都市開発㈱の出納その他の事務の執行で財政的援助に係るものを監査委員が監査することができる。監査委員が徳島都市開発㈱から収集する資料の中に徳島都市開発㈱とデロイトトーマツとの委託契約書は含まれていない。そのため、徳島市に徳島都市開発㈱とデロイトトーマツとの委託契約書は存在しない。

## 第 5 当審査会の判断

### 1 争点について

本件審査請求においては、徳島市長が、公文書公開請求の対象となるべき公文書を保有しているかどうか争点となる。

### 2 争点についての判断

(1) 本件公開請求に係る公文書が存在していないかどうかについて、当審査会は、実施機関の担当課である都市整備部まちづくり推進課において、デロイトトーマツに係る一連の公文書について見聞調査を実施したところ、別紙に掲げる公文書の部分について、本件公開請求の対象となるべきものであると判断した。その理由は次の(2)から(4)のとおりである。

(2) 「令和 2 年 3 月 4 日付け「取締役会の経過と結果について（通知）」には、デロイトトーマツの社名が明記されるとともに、デロイトトーマツが委託契約に基づいて行っているとみられる業務の内容に触れられていた。

(3) 「第 4 1 期事業報告」には、「令和 2 年 3 月 4 日付け「取締役会の経過と結果について（通知）」と同じ記載があった。

(4) 「徳島都市開発株式会社に関する想定質問（令和 2 年 3 月議会）」のうち「7 空き店舗対策はどのようにしているのか」には、デロイトトーマツの社名が明記されるとともに、デロイトトーマツに委託する業務の名称が記載されていた。

また、「徳島都市開発株式会社に関する想定質問（令和 2 年 3 月議会）」のうち、「20 4 1 期の決算（見込）、4 2 期の収支計画（案）について」の部分には、徳島都市開発㈱の事業費・支払手数料について、第 41 期決算見込額と第 42 期予算額との差額とともに、増となった主な理由がコンサル委託料である趣旨の記載がある。

第 41 期とは平成 31 年 2 月 1 日から令和 2 年 1 月 31 日までを、第 42 期とは令和 2 年 2 月 1 日から令和 3 年 1 月 31 日までを指すが、第 41 期から第 42 期にかけ

て生じたコンサル委託料に関する事情のひとつに、令和元年 12 月 17 日に締結された徳島都市開発㈱とデロイトトーマツとの委託契約が挙げられる。そうすると、第 42 期に増加したコンサル委託料のすべてがデロイトトーマツに関するものであるかどうかはさておき、デロイトトーマツに関するものを含むことは明らかである。

- (5) その他の公文書にはデロイトトーマツの社名が明記されたものはなく、公文書の記載自体からデロイトトーマツに関する文書として特定することができるものはなかった。
- (6) 徳島都市開発㈱とデロイトトーマツの契約書について、実施機関が保有していないとする説明に特段不合理な点は見当たらず、また、これを覆すに足りる事情も認められない。

## 第 6 結論

以上の理由により、「第 1 審査会の結論」のとおり判断する。

以 上

別紙

- 1 令和2年3月4日付「取締役会の経過と結果について（通知）」
- 2 第41期事業報告
- 3 「徳島都市開発株式会社に関する想定質問（令和2年3月議会）」のうち、「7 空き店舗対策はどのようにしているのか」及び「20 41期の決算（見込）、42期の収支計画（案）について」の部分

《参考1》

審議委員

会 長	永本 能子
委 員	喜多條 高資
委 員	近藤 雅美
委 員	島内 保彦
委 員	村崎 文彦

《参考2》

審査会の審議経過

年 月 日	審 議 経 過
令和2年7月20日	徳島市長から諮問書を受理した。
令和2年7月31日	徳島市長から決定理由説明書が提出された。
令和2年8月21日	審査請求人から意見書が提出された。
令和2年9月3日 (2年度第4回審査会)	概要説明及び審議を行った。
令和2年9月24日 (2年度第5回審査会)	審査請求人の口頭意見陳述を行った。 実施機関において実地調査を実施した。
令和2年10月9日 (2年度第6回審査会)	実施機関において実地調査を実施した。 審議を行った。
令和2年10月14日 (2年度第7回審査会)	審議を行った。
令和2年11月6日 (2年度第8回審査会)	答申案の検討を行った。